

助産婦所得税に關する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十一月十日

井上なつゑ

参議院議長 松平恒雄殿

六

助産婦所得税に関する質問主意書

所得税課税増加により助産婦にかけられる税金も増大した。

助産料の公定價はあつても、従來の習慣上、妊産婦より、助産婦への謝禮は金一封ということになつて
いるところが多い。然るに昨今の農村金融状態にあつては、往々にして公定價以下の謝禮の支拂われる
ことがあるにも拘わらず、之に対する所得税はその倍額以上に及ぶことさへある。例を挙げれば、助産料
謝禮三百円を受けた一助産婦に対する所得税が六百五十円というのである。

結果は妊産婦に負担をかけることになる。

此の不合理を政府は何と考えられるか伺いたし。又助産婦所得税課税方法並に助産婦への課税総額をも
併せて示されたし。

右書類答弁を願いたし。